

<当局発表内容>

<https://mp.weixin.qq.com/s/5wh0G-bKSj2pQoZPePBjIQ>

<以下Google翻訳>

商務省と税関総署は、2025年第55号公告で、超硬材料関連品目に対する輸出規制を実施する決定を発表しました。

中華人民共和国輸出管理法、中華人民共和国對外貿易法、中華人民共和国関税法、中華人民共和国軍民両用品目の輸出管理条例の関連規定に従い、国家の安全と利益を守り、不拡散などの国際義務を履行するために、國務院の承認を得て、次の項目の輸出管理を実施することを決定する。

1. 2C902.a. 平均粒径が 50 μm 以下の人工ダイヤモンド粉末 (参照関税番号:71051020)。

2. 2C902.b. 平均粒径が 50 μm 以上 500 μm 以下の人工ダイヤモンド単結晶 (参照関税番号: 71051020)。

注: サブパラグラフ 2C902.b は、装飾品や宝飾品に使用されるラボ グロウンダイヤモンドを規制していません。

3. 2C902.c. 以下のすべての特性を備えた人工ダイヤモンドワイヤーソー

- 1.線径が45μm以下。
- 2. 含まれるダイヤモンドの平均粒径は 8 μm 以下です。
- 3.破断引張力は16N以下です。

4. 2C902.d. 以下の特性をすべて備えた人工ダイヤモンド砥石 (参照関税番号:68042110)

- 1.ダイヤモンドの歯の硬度は30HRB以下です。
- 2.含まれるダイヤモンドの平均粒子サイズは5μm以下です。
- 3.最大作業速度は40 m / s以上です。

5. 2B005.b. DC アーク プラズマ ジェット化学気相成長 (DCPCVD) 装置(参照関税番号: 84798999)。

6. 2E902 DC アーク プラズマ ジェット化学気相成長 (DCPCVD) プロセス技術

上記の品目を輸出する輸出業者は、中華人民共和国輸出管理法および中華人民共和国軍民両用品目の輸出管理に関する規則の関連規定に従って、國務院の管轄商務部門に許可を申請するものとします。

輸出業者は、税関申告品の信憑性に責任を負い、輸出品目の識別を強化し、管理品目である場合は、税関申告書の備考欄に記載する必要があります「軍民両用品目」と、軍民両用品目の輸出管理コードを指定します。

管理品目ではないが、パラメータ、指標、性能などが近い場合は、税関申告書の備考欄に「管理品目ではない」と記載し、具体的なパラメータと指標を記入する必要があります。

上記の情報の完全性、正確性、信憑性に疑問がある場合、税関は法律に従って質問し、質問期間中は、輸出品はリリースされません。

この発表は、2025 年 11 月 8 日に正式に実施されます。

「中華人民共和国の軍民両用品目の輸出管理リスト」も同時に更新されます。

商務省税関総署

2025年10月9日